

4-2-72 災害時における法律相談等に関する協定書

災害時における法律相談等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における法律相談等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、災害時において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって甲の円滑な復旧復興を実現するために、災害時における法律相談等に関する甲及び乙の協力体制について、必要な基本的事項を定める。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な活動

（法律相談及びその他の活動内容）

第3条 法律相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第5条 甲が乙に対し、災害時の法律相談等の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、従事者の氏名、連絡先等の必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（法律相談等の実施方法）

第6条 乙が、第2条及び第3条に規定する業務を実施するに際し、法律相談等の場所、時間等の実施方法については、甲乙が協議の上、定めるとともに、甲は、場所の提供及び実施方法に関する広報に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第2条及び第3条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、連絡調整を分担するものとする。

2 乙が、第2条及び第3条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は、第2条及び第3条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに相談件数、各事案の概要等の報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）

第10条 従事者は、被災者からは相談料を受領しない。ただし、被災者が日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（日当等）

第11条 第2条、第3条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の利用の有無も踏まえ、甲乙協議の上、定める

ものとする。

(乙独自の法律相談等への協力)

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第5条に定める甲からの要請を受けずに法律相談等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議の上、可能な限り、第6条及び第7条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が法律相談等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が法律相談等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が第5条（前条第2項により事後に甲から要請があった場合を含む。）に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、その後期間満了の日から1か月前までに甲乙から何らの申出のないときは、さらに1年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和4年4月25日

甲 西脇市下戸田 128-1
西脇市
市長 片山 象三

乙 神戸市中央区橘通1-4-3
兵庫県弁護士会
会長 中上 幹雄

4-2-73 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、物資等の緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資等の緊急輸送等に関し、甲に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に物資等の緊急輸送等を行う必要があると認めるときは、乙に対して、次の業務について協力を要請することができる。

- (1) 物資等の緊急輸送
- (2) 物流業務に必要となる施設、車両、荷役機械及び資機材等の提供
- (3) 物流業務に必要となる人員の派遣

（協力）

第3条 乙は、甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り、要請に協力するものとし、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請を完了したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく物資等の緊急輸送等にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な運賃・料金（災害発生前の取引については、取引時の適正な運賃・料金）を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 甲は、乙から前条の費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第7条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年7月15日

【別紙】協定書一覧

- 甲 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山 象三
- 乙 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
一般社団法人兵庫県トラック協会
会長 原岡 謙一

4-2-74 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 支援物資 被災者のために甲が必要に応じて調達する物資及び被災者のために甲に対して提供される物資をいう。
- (2) 避難所等 支援物資の配送先となる西脇市内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。
- (3) 物資集積・搬送拠点 災害時に避難所等への支援物資の配送が円滑に行えない場合等において、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点とする施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、西脇市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次に掲げる業務を要請することができるものとし、乙は可能な限り、要請に協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、業務を実施する上で必要と認めるときは、乙に対し業務に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

3 前2項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により要員の派遣を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定による要請への協力及び派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請及び報告の変更）

第6条 甲及び乙は、前2条の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（費用の負担及び請求等）

第7条 この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 費用は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適正な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払を行

うものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

- 2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。
(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年10月1日

甲 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 大阪府大阪市此花区島屋4丁目4番51号
佐川急便株式会社 関西支店
関西支店長 谷本信幸

4-2-75 災害時における資機材の賃貸等に関する協定書

災害時における資機材の賃貸等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社ユニオンアルファ（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における資機材の賃貸等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の資機材の賃貸等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「資機材」とは、発電機、投光器、車椅子、ベビーカーその他乙が資機材として保有又は調達できるものをいう。

（賃貸等の要請）

第3条 甲は、災害時に資機材を必要とするときは、次に掲げる事項について、乙に対して賃貸等を要請するものとする。

- (1) 資機材の賃貸
- (2) 資機材の運搬、設置及び撤去
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 賃貸等の期間
- (4) 賃貸等の場所
- (5) 要請内容（資機材名及び数量）
- (6) その他必要な事項

（賃貸等の実施）

第4条 乙は、前条第1項の要請があったときは、事業運営に支障のない範囲において、同項に定める資機材の賃貸等に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった資機材の供給等の見込みについて、甲に通知するものとする。

2 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、資機材の賃貸等の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、この協定に基づき自己が負担する義務と同等の義務を再委託先に課すものとし、当該再委託先の責に帰すべき事由により甲に損害が発生した場合、乙は再委託先と連帯して甲に対して損害賠償責任を負うものとする。

（報告）

第5条 乙は、資機材の賃貸等を行ったときは、甲に対し、次に掲げる事項を記載した業務実施報告書を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 報告を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 賃貸等の期間
- (3) 資機材名及び数量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

（費用負担）

第6条 この協定に基づく業務に要する次に掲げる費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 資機材の賃貸に係る賃借料
- (2) 資機材の賃貸に要する運搬、設置及び撤去に係る費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用
(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、資機材の賃貸等が完了したときは、請求書により、甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用を支払うものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和5年1月26日

甲 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 兵庫県加古川市野口町坂元 329番地の60
株式会社ユニオンアルファ
代表取締役社長 中尾知也

様式第1号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

西脇市長

協力要請書(第 報)

災害時における資機材の貸貸等に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職 名： (部 課) 氏 名： 電話番号：
口頭、電話等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
貸貸等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
貸貸等の場所	
要請内容 (資機材名)	
数 量	
備 考 (特記事項)	

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

西脇市長 様

株式会社

業務実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、災害時における資機材の賃貸等に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付 第 号 (第 報)
報告担当者	職 名： 氏 名： 電話番号：
要請理由	
履行の場所	
賃貸等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
資機材名	
数 量	
備 考 (特記事項)	